

株式等振替システムの利用に関する規則の一部改正について

1. 株式等振替システムの利用に関する規則（平成 20 年 8 月 15 日通知）

（下線部分変更）

新	旧
株式等振替制度に係るシステムの利用に関する規則	株式等振替システムの利用に関する規則
<p>（目的）</p> <p>第 1 条 この規則は、株式等の振替に関する業務規程（以下「規程」という。）第 292 条の規定に基づき、振替株式等の発行者（株主名簿管理人、投資主名簿等管理人又は優先出資者名簿管理人が選任されている場合には株主名簿管理人、投資主名簿等管理人又は優先出資者名簿管理人）、機構加入者、発行代理人、支払代理人、資金決済会社、<u>払込取扱銀行、受託会社及び受益権原簿管理人</u>（以下「利用者」という。）が、株式会社証券保管振替機構（以下「機構」という。）が行う株式等の振替に関する業務に係る利用者の業務の処理に、機構の株式等振替制度に係るシステム（以下「機構システム」という。）を利用することに関し、必要な事項を定める。</p>	<p>（目的）</p> <p>第 1 条 この規則は、株式等の振替に関する業務規程（以下「規程」という。）第 292 条の規定に基づき、振替株式等の発行者（株主名簿管理人、投資主名簿等管理人又は優先出資者名簿管理人が選任されている場合には株主名簿管理人、投資主名簿等管理人又は優先出資者名簿管理人）、機構加入者、発行代理人、支払代理人、資金決済会社、<u>払込取扱銀行及び受託会社</u>（以下「利用者」という。）が、株式会社証券保管振替機構（以下「機構」という。）が行う株式等の振替に関する業務に係る利用者の業務の処理に、機構の株式等振替制度に係るシステム（以下「機構システム」という。）を利用することに関し、必要な事項を定める。</p>

2. 附則

この改正規定は、信託法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 18 年法律第 109 号）附則第 3 号に規定する同法施行の日から施行する。

以 上